

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団市町村域水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和8年3月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

| 指定番号 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 住所 | 更新年月日 | 有効期間の満了の日 |
|---------------|---------------------|--------------------|----------|------------|
| 大阪企 第176号 | 株式会社 かえで水道 植村 和央 | 枚方市長尾家具町二丁目15番地の33 | 令和8年3月1日 | 令和13年2月28日 |
| 大阪企 第1211号 | 進栄工業株式会社 山岸 功司 | 富田林市桜井町二丁目1546番地4 | 令和8年2月4日 | 令和13年2月3日 |